

質疑応答

Q 1 : (女性①)

一つ目、船橋先生へ質問があります。私は身近に依存症のドパミン治療を受けている友人のお姉さんのことを知っていて、とても解りやすい講演ありがとうございました。「健康的な熱中」と「病的な依存」この違いは何で決まるかということで、まだプロセス依存症については研究されていないというお話で、私も納得はしたのですが、やはり環境要因というものがあると思うのです。そのお姉さんの場合も、環境がかなり影響していました。「ギャンブル依存の場合も環境要因はあるか？ないか？」例えば、私はカジノの依存症を考えると、それは無い方が良いのではと思っています。そういう意味で、お医者様の見解で、まだまだ半ばな中で、どういうふうに対処したら良いのかをお聞きしたいと思います。

A 1 : (船橋先生)

ドパミンのお話をしましたけれども、ドパミンというのは仮説の一つで、薬物依存から考えると同じようなメカニズムが働いているのではないのかというので、ドパミンが一つの候補として上げられているということなのですね。実際にドパミンの細胞に関連するような機能あるいは形態が、依存の場合と熱中の場合でどう違うのかという事に関しては、実は全くわかりません。で本当のことを言うと先ほど動物の実験を出しましたが、あれはすぐに最終的なパターンが出てくるわけではなくて、少しずつ形成させているわけですね。だから、人で詳しく調べることはできませんから、動物をつかった詳細の研究というのが今、絶対に必要じゃないかと考えています。もし何か、形態的な変化、生き物的な変化がわかれば、それをもとにして、例えば診断に応用するということができるのではないのかと思うのです。今、診断の仕方は先ほども出しましたが、行動のパターン、行動の観察が中心で、非常にどちらかと言えばあいまいな感じですね。例えばインフルエンザで、インフルエンザウイルスがあるかないかで判別できる。それと、同じようなレベルでなんらかの生物学的手法をもとにして、判別できれば非常に良いのではないかというふう

に思うんですね。それと、もう1つ問題は、熱中している人といわゆる依存の人と、違いをはっきり区別できるかというところが非常に大きな問題で、今いろいろな研究が行なわれているんですけども、全然ギャンブルをしたことが無い人といわゆるギャンブル依存に陥っている人、その2つのグループで比較するってことが盛んに行われていて、じゃ熱中してやめられる人はどうなのかというところの研究が、非常に欠けているんですね。だから、そこら辺の研究もちゃんとしなければいけないと考えています。

Q 2 : (女性①)

二つ目、橋爪先生に。提案されている人工島3つの中で、大阪とか関西は、南海トラフの地震に対応する防災のことで、一方では一生懸命やっているんですね。ここの咲洲というところのWTCなんていうのは、たいへん長周期振動があったり、決して安定的な土地ではないと思うんです。そこで、ああいう建物を造ってやっていくことについての、施設の安定性というか、そういうものも大事だと。私たちは、この大阪の町で生活をしているわけですから、その生活の環境がどう変わるかは大変関心をもって見て行きたいと思っているので、開発を研究している視点でお聞きしたいなと思います。

A 2 : (橋爪先生)

防災といいますか、当然災害はいつか起こると。その時に、命が失われるということは当然避けなければいけません。例えば、高潮津波の話ばかりが出ますが、東日本大震災の時はですね、東京のディズニーランドも、あるいは周りの住宅地も液状化してですね、埋立地は地盤が海の上を埋めてつくりますから、よっぽどきっちりつくらないと当然、液状化し易い場所だと思います。候補地と大阪市が提示されているひとつの夢洲はまだ埋め立て途中の洲で、ここで作っていくのかというご意見は当然あるかだと思います。ただ、(人工島3島は)行政の土地ですが、IR統合型リゾートの場合は、民間事業者がここで事業を展開進めるということになる案件ですので、最大限防災に配慮してですね、通常の見え方

以上に、災害に配慮した事業をここでやるというのも、大阪で提案してくれる事業者の条件として当然考えていかなければいけないと思います。私たちが忘れがちなのは、ある災害ばかりに気が入っていると、違う災害が突然起こることがしばしばあります。神戸の場合も水害ばかり意識していたら、地震なんかないやろと思っていたら地震がきましたから、いかなる災害に対しても備えるということで、この案件も是非とも、大阪市・大阪府共に進めて頂きたいというふうに思います。

Q 3 : (女性②)

一つ目、依存症対策を取るということは、日本人もそのカジノに行くということが前提なのでしょうか？

A 3 : (栗田氏)

日本において大阪において IR 開発する場合に、日本人、地域の人がそこに入るべきかどうかというご質問かと思いますが、これはまさしく、今日のこういった場をスタートにして地域の方々が入る IR にすべきなのか？ 地域の方々が入れない IR にすべきなのか？ということ議論するために今日始めたのだと思います。

ただ、これは IR というものを導入する目的というのは巨額な資金を国内外から呼び込んでこれまでは税金を投入しないとできなかったような必要な施設開発・街づくり、これを一部にカジノがあることで実現しようということなので、事業者にとって、大きな投資が実現できる非常に収益性の高い事業にならなければ、これは実現しません。そういった観点から考えると、多くの利益というものは、海外の富裕層の掛け金から得られる訳ですけれども、これはカジノ側が負けることもあるわけで、長期的に見ればそこから儲かる訳ですけれども、短期的に見れば非常に大きな波がある。これを事業的に支えているのが、一般の方々が小遣いの範囲で賭けるような金額で沢山の方々に来てもらうことで成り立っていると、いうビジネスでもあります。そういうことから考えるとやはり、地元の方にも

優良な顧客として関わっていただくことで成り立つと、いう側面があるのは事実です。で、その際に、潜在的なリスクをきっちり抑えられるのかどうかと、これはこれからの議論としてつめていって、諸外国では、これまでの報告では、依存症の方以外は、ほぼ抑えられているという報告がありますのでこれが本当なのか検証する。それから諸外国でどうしても残ってしまう、依存症に対する課題、これに対して、依存症に陥ってしまう危険の度合いと、現在でも依存症は存在するという両点を考えた時にそういった課題が残るような IR という手法を取るべきかということを経済判断する。それに向けて、期間を決めて、きっちり熟議を深める。そういうことこそ重要なのだと思います。

Q 4 : (女性②)

先生のリゾートの写真を見せて頂いたら非常に豪華なのですが、その施設をつくるのは全部民間がやるので府民のお金を使うということはないのでしょうか？

Q 4 : (橋爪先生)

私は、日本国民というか市民も入れる施設だと思っておるのですが、シンガポールのように、年間 70 万※支払うと入ることができるというような制度をとっている国もあります。我々が今、何を考えても、世界や色々な街の事例・国の事例をご紹介しても、今後、国会の方でどんな IR かという議論が始まってそのあたりも出てくることですので、外国人だけの小さいカジノのアイデアもあると思いますけれども、世界各国いろいろなパターンがあるので、その辺の事例を勉強しながら、我々も勉強しなければいけませんし、国会でも議論されるべきところかと思っております。

ご質問で言いますと、税金を投入せず、民間が全部というふうに説明をされていますが、ここに至る道路とか、橋をかけるとか、鉄道をどう入れるのかという、IR の敷地までのインフラは作らなければいけない。あるいは、電気や水が当然必要な訳です。これから、まだ誰も使っていないような埋め立て空間に、毎日多くの方が宿泊し、そこで家族連れなど

対応される施設が出来るとした場合には、当然基盤整備のところでは一定、公共がやらなければいけないところが当然でてくるかと思えます。もう一方で、シンガポールのセントーサの事例を見ますと、島に至る乗り物、交通公共機関とかも事業者側が、橋でしたか一部を負担したということも、我々は事例を見て驚きました。要は、敷地以外のところまで事業者が一定負担するということがあります。今は法律がない上で話をしていますので、法律が出来て、日本におけるこの施設はどんなものかという、そこに至るインフラの負担のあり方みたいなことも、だんだん議論が始まるのかなと。少なくとも、従来のように全部行政がなんかつくるという話ではないということだと、私は理解しております。

※発言修正

シンガポールの市民が（IR に）入る場合、1 回入る時に 100 シンガポール \$。7 千円。入るだけで、まず 7 千円取られる。1 年間自由に入って良いという料金が、2000 シンガポール \$。14 万円。

Q 5 : (女性②)

美原先生にお聞きしたいのですが、いろんな対策をとれば良いとおっしゃっていましたが、メリットでお金の計算は見たのですけれど、そういう対策をとるための負のコストの計算はどういうふうにされるのでしょうか？

A 5 : (美原先生)

それは対策における財源の問題。どういう形で財源が出せるのかというご質問だと思います。諸外国での基本は、様々な問題に対する対応策の財源は、その施行収益に求める。これが基本になると思います。色々な方法があります。例えば、納付金とか税の一部を制度として強制的に割り振ってしまう。まあ、特定財源みたいな形で、様々な対応のコストを割り振る。あるいは、別途、依存症患者対応基金という形で負荷金として特別税を課す。あるいは、入場料の一定部分を、こういう対策に投じる。規制のコスト。規制のコストと

というのは基本的に、施行収益に転嫁するわけですが、最初はまだできていませんよね。でも制度は先にできてしまいますから、制度を作って国の規制コスト、自治体の規制コストがかかる。それは、施行がされた翌年度にすべて精算して、いつできるかわかりませんし、大阪、東京、沖縄にできるかもわかりませんが、その想定、期待収益のレベルに按分して、例えば3か所の事業者に割り振って規制のコストを国庫に回収させるような方法をとります。これは費用として、とりあえず一般財源としてつくったものを最後はきちんと実費として返してもらい、こういう方法をとることができると思います。いったん、その仕組みになると、毎年、規制のコストというのは、各事業者に按分して負担することになるわけです。基本的には、施行収益から全ての費用と規制、あるいは、依存症患者の対応財源を求める。その財源は、国ないしは地方自治体の一般税源から出さない。ただし、最初の段階は、一般会計を補填した後で、国庫とか地方自治体の財源に戻すと。こういう考え方をとることを考えているようです。

Q5：(男性①)

個人的には、IRはすごい賛成なのですが、昔からカジノが日本でできるといった議論がされてきたと思うのですが、実現してきませんでしたよね。それについて、最大の問題点をそれぞれ、栗田先生、橋爪先生、美原先生に何が日本のカジノの実現の議論が進んでこなかった理由なのかをお聞きしたいです。

A5：(栗田氏)

これまでに、何回かにわたって、日本で刑法の賭博罪の阻却をしてカジノを導入しようという議論が起こったことはあります。戦後まもなく沖縄県でもそのような話がありました。これまでの議論というのは、必ずカジノ自体が目的で、賭博をするための施設を日本につくる。場合によっては、一歩進んで賭博をする施設をつくって新たな財源を創出するといったものを議論として行われたわけです。ただ、今回の議論が違うのは「IR」。まず、

カジノをつくることが目的ではない。そして IR をつくること自体も戦術であってゴールではない。国の成長戦略の中で、東アジアのハブとして、日本が復権するために、カジノも一部に含む IR という都市開発の手法論をつかうことが必要なか必要でないのか、という議論を今回しているわけです。そういった意味で、前回までの議論と今回の議論はまったく違う。そして、今回の議論というのは、大局的な国家観に立って社会コストも起こりうるかも知れない手法論を取るかということの議論なので、時間はかかっていますけれども、初めて本格的な議論として、議論が進み、基本法が国会に上提するところに至ったということだと思います。

A 5 : (橋爪氏)

観光の歴史とかを調べてみますと、例えば戦前、昭和 10 年代、東京でオリンピックと万国博覧会同時開催まで決まった時がございます。戦争になって両方返上いたしまして、結局それが戦後の東京オリンピック、大阪万博になった時があります。その時出た議論が、鉄道省の一部局で国際観光局というのができましてですね、日本国は国際観光を盛んにしましょう、というような議論を昭和の初めにしておりました。オリンピック、万博開催、というのが、当時の目標でございました。その時の様々な調査を見て、東京に欠けているものは、外国人が夜に健全に遊ぶ娯楽場がない。世界の各都市を見るとですね、カジノとというのがあ、遊技場がある。日本にはそういうものはない。というものが出ています。もっと前からあるのかもわかりませんが、少なくとも昭和の初めぐらいにはですね、世界標準の都市の施設として一部限定されたエリアに、今回の IR に関する議論は日本に何十か所もできるような話ではなく、世界の各都市にある、要は法律でこんなものだとちゃんとつくるような限定的なカジノの在り方というものが、今後議論されると思いますけども、そういった考え方というのは、はるか昭和の 10 年代からなされているということ、一言申し上げたい。

で、戦後復興する中で、(IR は) なかなかできずに、国際標準とか、世界では当たり前

みたいなどころではない、何か独特の遊びとかを我々はつくってきたというのが私は現状だと思います。今回の議論は、世界で当たり前の、いや当たり前と言いますか、世界各国で法制度のある水準それ以上に、日本できっちりとした制度のカジノを含む IR というものをつくろうよ、という議論にまたなっておるとい、いわば日本ローカルの独自の何かということとグローバルスタンダードで、グローバルスタンダードが良いか悪いかはわかりません。ただ、同じような議論を、何度も何度も何十年もやってきている、ことだと思っております。

A5：(美原先生)

なぜ時間がかかったのか？ということですが、「単純ではない」ということに尽きると思います。刑法上の違法性を阻却するという法律の枠組みは、そんな単純ではございません。政治家がカジノをやれと言ってすぐにできるような問題ではない。霞が関の官僚に、お前ら金と利権をやるから、あるいは天下りをやるから作ってみろというのは過去の政治家とその立法府の関係。それはあり得ない。そういうことしちや絶対にいけないわけです。

実は、誰がやるのか？ どうやるのか？ どういうふうに社会を守るのか？ この国、司法、公共団体、市民社会、市民、企業。この関係の全体をデザインしながら、我が国の法体系と合う仕組みを見つけざるを得なかった。それは、様々な実績、制度を勉強した上で、我が国で何ができるのか？ 世界標準となるカジノの制度はどうしたらできるのか？ という、議員間の合意形成のステップが非常に難しかったからです。カジノは、ただ単に認めればよいと国会議員がしているのではない。これは、国、地方公共団体、地域社会、市民社会、この関係性をどういうふうに定義付けるのか？ というひとつの選択肢でもあるわけですね。この合意形成に 10 年を要したというのが実態です。

初めは、5 人、10 人、それから始まって今、210 名の国会議員が、基本的な考え方に賛同しています。やはり時間がかかった。難しい。で、それはやはり、国民の議論に耐える議論を国会議員が提示しない限り、国民の皆さんが信用しないからですよ。ただ単に力

ジノをやればいい。そんな考えだったら、やめるべきだと思います。しっかりとした姿勢ができるのだったらその自信のもこの国を変えて行こう、という強い意志がなんと 10 年もかかったというのが実態でございます。